

土砂等による土地の埋立て等を行う方
土砂等を発生させる方 土砂等を運搬する方 みなさまへ
土地の所有者の方

土地の埋立て、盛土、堆積には許可が必要です。 彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する 条例について ～太陽光発電設備の設置に係る埋立て等含む～

彦根市は、災害の防止および生活環境の保全を目的として、令和2年10月14日に「彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、令和2年12月1日から施行しています。関係者のみなさまには、本条例の目的・内容をご理解いただき、土砂等による土地の埋立て等の適正化に努めていただきますようご協力をお願いします。

【主な規制項目】

- 1,000 m³以上の土砂等による土地の埋立て等には許可が必要です。一団で1,000 m³も同じです。
- 500 m³以上で1,000 m³以上の土砂等による高さ2m以上の土地の埋立て等は、許可が必要です。
- 当該許可を得るためには、事前の周辺地域の住民等への説明会の開催が必要です。
- 災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要です。
- 搬入する土砂の発生場所および汚染のおそれがないことの確認を行う必要があります。
- 土地所有者等は土砂埋立て等の施工状況を定期的に確認する必要があります。

● 対象となる土砂等

- ・ 建設工事などにより発生した土砂および土砂に混入し、または付着した物です。
- ・ 有価物か無価物かは問いません。
- ・ 産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラは該当しません。（廃棄物処理法の規定により処分）

● 対象となる土砂等による土地の埋立て等

埋立て

- ・ 周辺地盤面より低いくぼ地等を埋め立てること。
- ・ 建設残土等で山間部の谷地を埋める「残土処分」など

盛土

- ・ 周辺地盤面より高く土砂等を盛り、その形状の変更の予定がないもの。

堆積

- ・ 周囲よりも高く土砂等を盛ること。以下の2つは堆積から除きます。
（製品の製造または加工のための原材料の堆積）
（台風、大雨その他の災害時に供給する土のう用の土砂および碎石の堆積）

埋立て



盛土



堆積



高さ2m以上(500m³-1,000m³以上)



1. 土砂等による土地の埋立て等を行う方へ

(1) 責務

- 災害の防止および生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務があります。
- 周辺住民の理解を得るよう努める必要があります。
- 苦情または紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければなりません。

(2) 埋立て等の許可

- 土砂等による土地の埋立て等区域の面積が1,000㎡以上の場合は、市長の許可が必要です。
(隣接している複数の行為は、一団の区域とみなします。)
- 面積500㎡以上で、1,000㎡以上の土砂の埋立て等で高さが2m以上は、市長の許可が必要です。
- 許可期間は3年以内です。
- 許可を要しない場合もあります。(6)参照)

(3) 許可申請前の手続き等

- 申請内容および説明会の概要等について、市と事前に協議しなければなりません。
- 土地所有者の同意を得なければなりません。(申請書に同意書を添付)
- 周辺地域の住民に対して説明会を開催しなければなりません。(申請書に議事録を添付)

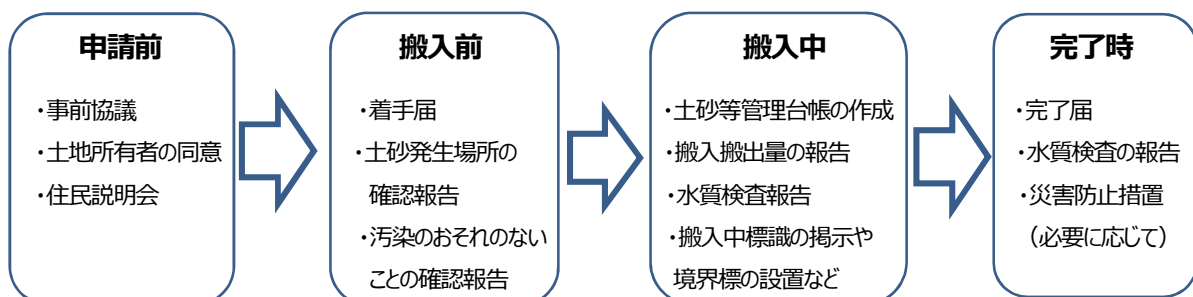
(4) 許可基準

- 欠格要件(本条例の命令・取消しを受け3年を経過していない者、暴力団員やその関係者等)に該当しないこと。
- 埋立て等を的確かつ継続して行うに足る資力を有していることが明らかなる者
- 災害の発生を防止するため、形状および構造上の基準(勾配、擁壁、排水施設等)に適合していること。(特定の法令の許可を受けている場合、適用除外されます。(7)参照)
- 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- 上記の形状および構造上の基準や埋立て等完了後の地形が周辺地域の景観と著しく不調和とならないよう必要な措置が図られていない場合などは許可を行わない。

(5) 許可を受けた者の義務

許可を受けた者は次の報告・届出等を行わなければなりません。

- 許可を受けた内容を土地の所有者へ通知
- 搬入する土砂の発生場所および汚染のおそれがないことの確認、市への報告(搬入前)
- 搬入した土砂の量を記載した土砂等管理台帳の作成、搬入した土砂の量の市への報告(半年毎)
- 排水の水質検査の市への報告(市長が必要と認めた場合、市職員立会い)
- 氏名または名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置 など



(6) 許可を要しない場合

次の土砂等による土地の埋立て等は許可不要です。

- ① 当該事業区域内で採取された土砂等のみを用いて行うもの
- ② 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等による土地の埋立て等

| | |
|---|-------------------|
| 土地改良区・土地改良区連合 | 住宅街区整備組合 |
| 土地区画整理組合 | 独立行政法人 |
| 市街地再開発組合 | 地方独立行政法人 |
| 地方道路公社 | 国立大学法人・大学共同利用機関法人 |
| 日本下水道事業団 | 中日本高速道路株式会社 |
| 国または地方公共団体がその資本金等を出資している法人で、土砂等による土地の埋立て等について、国または地方公共団体と同様に災害の防止および生活環境の保全することができるもの | |

③ 他法令の許可等によるもの

| |
|---|
| 採石法第33条の許可または砂利採取法第16条の認可 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可または同法第15条第1項の許可 |
| 土壌汚染対策法第22条第1項の許可 |
| 法令または他の条例もしくは規則の規定による許可、認可その他の処分による土砂等による土地の埋立て等であって規則で定めるもの |
| 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による土地の埋立て等 |
| 建築基準法第6条第1項の確認（準用規定を含む） |
| 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項または第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可 |
| 道路法第24条の承認または同法第91条第1項の許可 |
| 農地法第4条第1項または第5条第1項の許可（条令施行規則第11条に規定する形状および構造に危険性がないものに限る。） |
| 土地区画整理法第4条第1項の認可または同法第76条第1項の許可 |
| 都市公園法第5条第1項または第6条第1項の許可（準用規定を含む） |
| 下水道法第16条の承認（準用規定を含む） |
| 河川法第20条の承認または同法第24条、第26条第1項もしくは第27条第1項の許可 |
| 都市計画法第29条第1項または第2項の許可 |
| 都市再開発法第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可または同法第66条第1項の許可 |
| 鉄道事業法第8条第1項または第9条第1項の認可 |
| 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第14条第4項の許可 |
| 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）第16条第3項の許可 |

④ その他許可を要しないもの

| |
|---|
| コンクリート、ガラスその他の製品を製造しまたは加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土地の埋立て等 |
| 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土地の埋立て等 |
| 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理として行う土地の埋立て等 |
| 農地法第4条第1項第8号または第5条第1項第7号に規定する場合における土地の埋立て等（条令施行規則第11条に規定する形状および構造に危険性がないものに限る。） |
| 土壌汚染対策法第6条第1項または第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土地の埋立て等 |
| 滋賀県自然環境保全条例第16条第1項もしくは第20条第1項の届出をし、または同条例第23条第1項の自然環境保全協定を締結して行う土地の埋立等（第11条に規定する形状および構造上の基準を満たす土地の埋立て等に限る。） |
| 太陽光発電設備を建設する場合において、市長が別に定めるところにより市長と事前の協議を終了 |

| |
|--|
| して行う土地の埋立等(第11条に規定する形状および構造上の基準を満たす土地の埋立て等に限る。) |
| 土地の管理を目的として行う措置で、隣地への土砂等の流出等のおそれがないと認められる土地の埋立等(第11条に規定する形状および構造上の基準を満たす土地の埋立て等に限る。) |
| 法令もしくは他の条例もしくは規則の規定またはこれらに基づく処分による義務の履行として行う土地の埋立て等 |

(7) 形状および構造上の基準を適用除外する法令等

| |
|--------------------------------------|
| 地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する行為 |
| 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する行為 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を要する行為 |
| 滋賀県砂防法施行条例第4条第1項の許可を要する行為 |

2. 土砂等を発生させる方へ

- 建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効利用を促進し、発生させた土砂等が適正な土砂等による土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければなりません。
- 本条例の許可を受けて埋立て等を行う者等に対して、土砂等発生元証明書を発行する必要があります。(搬入される土砂の発生場所および汚染のおそれがないことの確認のため)

3. 土地所有者等の方へ

- 所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう、適正な管理に努めなければなりません。
- 埋立て等に同意した土地所有者等は、定期的に、施工状況を確認しなければなりません。
- 同意した内容と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、許可を受けた者に中止または原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに、市長へ報告しなければなりません。この義務を怠った場合、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合があります。

4. 土砂等を運搬する方へ

- 沿道への粉じんの飛散防止ならびに騒音および振動の低減に努めなければなりません。
- 土砂等の運搬により道路に影響を及ぼさないルートを選定し汚損、破壊を予防すること等。

5. 命令・公表・罰則など

- 市長は許可事業者に対して、災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう命じることがあります。
- 市長はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者および土地所有者に対して報告を求めることがあります。また、埋立て等を行う者に対して、立入検査を行います。
- 市長は命令を行った場合、命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わないときは、命令を受けた者の氏名および住所ならびに、命令の内容等を公表することができます。
- 無許可埋立て、命令違反：1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 命令違反（上記以外）：6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
- 土砂搬入量の無報告、排水基準不適合の無報告・虚偽報告など：50万円以下の罰金
- 着手届・完了届などの提出がない場合、土砂等管理台帳の不作成など：30万円以下の罰金

彦根市 市民環境部 生活環境課
彦根市役所 〒522-8501 彦根市元町4番2号
Tel : 0749-30-6116 FAX : 0749-27-0395